昭和35年11月28日第3種郵便物認可

平成30年(2018年)　第2115号

株式会社 システック

Japan Trucking Association

広報 とらっく

創刊 昭和28（1953）年2月

9月15日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館
☎ (03) 3354-1029（総務部広報室）
http://www.jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
（会員の購読料は会費に含みます）

News Headline

主な紙面内容

2・3　・トラック協会ニュース
・官公庁ニュース（国交省等）

4　＜中小運送事業者における事業承継特集Ⅲ＞
・親族内承継②
㈲野嶋運送（和歌山県）

5　「働き方改革関連法」概要・施行期日等について

6　＜しっかり休んで安全運転を＞
・トラックステーション（TS）で ひとやすみ！【後編】

7　・「トラックの日」各都道府県ト協の主な活動

8　・シリーズ物流経営士に聞く
［第9回］山田 哲也氏
（岡崎通運㈱ 安全品質統括部安全品質管理課 課長）

今号に掲載した記事の関連資料と関連HPへは全ト協HPバナーからアクセスできます。

▼全ト協会員専用ページのパスワード▼

9/15～10/14　3146

10/15～11/14　5917

全ト協 坂本克己会長記者会見

事業法改正によりドライバーの労働条件改善のための原資確保へ

貨物自動車運送事業法改正への熱意を力強く語る坂本会長（9月4日、全ト協）

全日本トラック協会の坂本克己会長は9月4日、全日本トラック総合会館で記者会見を行った。

記者会見では、坂本会長が早期の実現を目指して現在精力的に取り組んでいる「貨物自動車運送事業法」の一部改正について説明した。

平成2年の物流二法による規制緩和以降、トラック運送業が過当な競争状態に置かれ、ドライバーの長時間労働・低賃金の状況が続いていることから、働き方改革の下で「ドライバーの労働条件改善」を最優先と位置づけ、規制のあり方を見直していくために、全ト協では同法の一部改正を検討してきた。

坂本会長は、同法の一部改正を通じ、①参入規制の厳格化、②不適切業者（悪質業者）の排除、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の公示制度の導入――など、経済規制の適切化を進めることで、公正競争を確保しつつ、適正な運賃・料金を収受し、それをドライバーの賃金上昇に適正に振り向けていくような好循環の実現を目標とすることを強調した。

なお、改正案は議員立法での提出を目指しており、「今後国会議員への働きかけや監督官庁との調整、業界内での意見集約などを図っていきたい」とした。

また、坂本会長は、来たる10月10日に香川県で開催される「第23回全国トラック運送事業者大会」などを通じ、トラック運送業界が心をひとつにしていくことの重要性を力強く訴えた。

被災者を守るため 緊急物資輸送を迅速に展開

北海道庁からの要請を受け、液体ミルクなどの救援物資を東京都トラック協会会員事業者のトラックに積み込む（9月9日、東京都大田区）

救援物資を積載したトラックが北海道に到着。仙台港からはフェリーで苫小牧港まで輸送された（9月10日、北海道苫小牧港フェリーターミナル）

台風21号・北海道胆振東部地震

都道府県ト協、関係機関と連携

9月に入り、我が国では甚大な被害をもたらした災害が立て続けに発生した。

9月4日から5日にかけて、非常に強い勢力の台風21号が近畿地方を縦断。また、9月6日には北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6・7の地震が発生（平成30年北海道胆振東部地震）。北海道では観測開始以来初となる震度7を厚真町で観測したほか、札幌市でも震度6弱を観測した。

トラック運送業界では、同台風や地震により一部の事業者が被害を受けながらも、被災者の生命を守り、被災地域の経済活動を維持していくために、精力的に緊急物資輸送に取り組んだ。

台風21号は9月4日12時頃、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断。特に、四国や近畿地方では猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、記録的な高潮に見舞われた。この台風の影響で、関西国際空港連絡橋では船舶が衝突して橋桁が損傷、一時車両の通行が不能になった。

同台風の影響により、トラック関係では車両浸水被害、破損等の車両被害が多数発生。また一部の宅配事業者では、被害の大きかった京都府、大阪府、兵庫県で一時集配不能等の被害が発生した。

なお、国土交通省は9月14日付で、台風21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保に関する通達を発出。水没等により車両が使用不能となった場合に、①自社営業所間の車両移動を伴う事業計画変更手続等について事後手続によることを可能とする、②代替車両として、事前に事業計画変更届出を行うことにより、レンタカーによる増車を可能とする――ことなどとしている。

一方、9月6日3時7分には、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6・7の地震が発生。震度7を観測した厚真町では多数の土砂崩れが発生し、多くの死傷者が出た。また、同地震の影響で北海道電力苫東厚真発電所での発電が停止したことで、道内では大規模停電が発生。大規模停電の影響により鉄道が一部区間で運行不能に陥ったほか、新千歳空港も一時閉鎖に追い込まれるなど、物流にも深刻な影響を与えた。

同地震の発生を受け、政府は全日本トラック協会と連携し、緊急支援物資のプッシュ型輸送を実施している（図）。また、北海道トラック協会をはじめ各都道府県トラック協会では、自治体からの要請を受け、輸送協定に基づいて物資輸送を展開している。

全ト協では、各都道府県トラック協会や関係機関などと連携しながら、緊急物資輸送や、災害による被害を受けた運送事業者に対する情報収集などを行う。

図　北海道胆振東部地震に伴う緊急物資輸送等への対応状況について

1 会員事業者の被害状況（9月12日12時現在）
(1)人的被害　無し
(2)事務所・車庫、車両被害等　調査中

2 政府要請による輸送手配状況
指定公共機関の緊急物資輸送手配

輸送日	輸送品目	要請先	輸送先	台数
9/7	水	埼玉県白岡市	航空自衛隊入間基地	10t車1台
9/7	スポーツドリンク	神奈川県平塚市		10t車1台
9/8	簡易充電器	埼玉県行田市		2t車1台
9/8	乾電池	茨城県常総市		2t車1台
9/11	水	埼玉県川越市		13t車1台
9/12	毛布	茨城県古河市		4t車1台

3 政府、自治体等への職員等の派遣
・全日本トラック協会は、職員を内閣府プッシュ型支援調整会議に派遣。

4 各都道県トラック協会による緊急物資輸送
北海道トラック協会（9月7日～8日、5台、水など）、宮城県トラック協会（9月6日、1台、食品など）、福島県トラック協会（9月7日、3台、水）、東京都トラック協会（9月9日、1台、食品・生理用品）、岩手県トラック協会（9月10日、1台、日用品）

「北海道胆振東部地震」への各省庁の対応

▽国交省
車検期間を再伸長

国土交通省は9月7日、引き続き、北海道全域において自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、公示した。

対象は北海道に使用の本拠を有する車両のうち、有効期間が9月6日から17日までの車両で、18日まで伸長する。

なお、有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいことになる。

今後も、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討していく。

▽経産省
被災中小企業・小規模事業者への対策を実施

経済産業省では、平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道179市町村に災害救助法が適用されたことから、被災中小企業・小規模事業者対策を実施している。

主な対応は以下の通り。①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施、③セーフティネット保証4号の適用、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用。

なお、詳細については中小企業庁ホームページを参照のこと。

「広報とらっく」からのお願い

交通・運転マナーを守って！
プロトラックドライバーは一般ドライバーの見本に

事業用トラックは車体が大きいことから、
・急な車線変更
・不用意なクラクション
・公共施設の駐車場等での長時間駐車
・大型車進入禁止箇所等でのUターン
・駐車場や道路へのゴミのポイ捨て
などは、一般乗用車より目立ち、交通弱者や沿道の住民の方にとって、より迷惑に感じられます。プロトラックドライバーは、交通法規を守るだけでなく、マナーを守り、一般ドライバーの見本となりましょう。
また、最近、交通トラブルによる事故等が社会問題化しています。あおり運転や無理な割り込みなど、他車から迷惑行為を受けても冷静に対応しましょう。

輸送統計

平成30年6月分
▶国土交通省調べ

		輸送量	前年同月比
トラック	特別積合せ（千トン）	5,409	96.6%
	一　般	―	101.7%
	宅配便（千個）	346,286	99.5%

交通事故統計

平成30年7月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

事業用貨物自動車の死亡事故件数			全国の死亡事故件数	交通事故死者数（人）	
大型	普通・準中型・中型	計		7月31日現在	9月12日現在
74（−11）	57（+3）	131（−8）	1,847（−108）	1,883（−106）	2,277（−148）

コラムラインナップ

トラック運送事業者のための経営のヒント【傭車先を含めた「働き方改革」が必要】…5面／食の新旧街道を行く【「旬の味に癒される④」江戸から十三里、川越芋】…7面

トラック用 リビルド ターボチャージャー
全メーカー、全車輌、最新の電子制御ターボに対応！
安心の1年保証

TTS
株式会社ターボテクノサービス　〒146-0093 東京都大田区矢口3-28-1-309　TEL:03-3758-3381　FAX:03-3758-3383
株式会社エコロジーターボサービス　〒146-0093 東京都大田区矢口3-28-1-308　TEL:03-5741-1511　FAX:03-5741-2211

燃料調達の安定性も、
天然ガストラックの魅力です
NGV
都市ガス事業者は、増大するガス需要に対応するため、より多くの国から輸入するなど、安定調達に努めております。また、米国からのシェールガス輸入や、長期にわたるLNG契約、上流権益の獲得、複数のプロジェクト契約による調達先多様化など、上流事業への参画にも積極的に取り組んでいます。
日本ガス協会は、第23回全国トラック運送事業者大会にブース出展いたします。
【平成30年10月10日（水）サンポートホール高松】
都市間輸送の環境問題に貢献する大型天然ガストラック

写真提供：いすゞ自動車株式会社
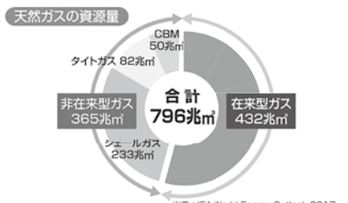

一般社団法人 日本ガス協会　〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12　TEL:03-3502-0215　http://www.gas.or.jp/ngvj/

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

News 2018.9.1–9.15

全ト協

「秋の全国交通安全運動」

「追突事故防止」「交差点事故防止」「飲酒運転根絶」を徹底

「平成30年秋の全国交通安全運動」が、9月21日㈮から30日㈰にかけて実施される。

全日本トラック協会では、事業用トラックによる事故の過半数を追突事故が占め、かつ死亡事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、「追突事故の防止」「交差点事故の防止」および「飲酒運転の根絶」を最重点推進項目として徹底する。

なお、同運動では、最終日の9月30日㈰を、国民一人ひとりの交通安全意識向上によって交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」と定めている。

緑ナンバーダンプによる運送契約の利点周知等推進

第42回ダンプトラック部会

9月3日、愛媛県松山市で第42回ダンプトラック部会(岡田安正部会長)が開催された。

議事では、平成29年度事業報告、30年度事業計画の両案等について審議し、いずれも原案通り承認した。

役員の一部変更では、中部ブロックから㈱豊福組運輸（愛知県）の恒川浩一代表取締役、四国ブロックから愛媛砂利㈱（愛媛県）の中畑孝介代表取締役、九州ブロックから㈱中野土木（福岡県）の中野充哲代表取締役が新副部会長に選任された。

30年度事業計画では、①ダンプトラックの車両不足・人員不足、ダンプ需要の地域偏在、労働環境等の諸課題の解決に取り組む②法令に則り運行管理者による適正な管理が行われている営業用ダンプトラックの優先利用および違法なダンプトラックの排除を訴えるために、公共工事の発注者に対して営業用ダンプトラックによる運送契約の利点について周知活動を行う――など全5項目の施策を推進する。

第42回ダンプトラック部会（9月3日、大和屋本店）

結城青年部会長がラジオ出演

ドライバーズ・リクエスト

全日本トラック協会青年部会の結城賢進部会長が、9月21日㈮放送の全ト協提供ラジオ番組『ドライバーズ・リクエスト』（TBSラジオ系列全国33局ネット）に出演する。放送では、今年6月に新部会長に就任した結城青年部会長が、今後の抱負や青年部会活動について説明。「消費者や荷主の皆様、トラック運送事業に関係する皆様すべてがWin-Winの関係になり、トラック運送業界が魅力と活力のある業界になるようにしていきたい」と述べるなど、力強い決意を語った。

収録を行う結城青年部会長

初の全国研修会を開催

女性部会

全日本トラック協会女性部会（市原玲子部会長）は9月12日に全国研修会を初開催し、全国から約90人の女性部会員が出席した。

冒頭、原部会長は、20都道府県の女性組織で発足した女性部会について、今年度新たに5県の協会で女性組織が設立されたことに触れ、「今後も全国のトラック運送事業者の女性経営者の輪が広がっていくよう皆様にご協力いただき、女性部会未設置県での設立を後押ししていただくようお願いしたい」と呼びかけた。

続いて、嶋田康子全ト協副会長(女性活躍担当)が、「女性の活躍には女性経営者の皆様の視点や発想が不可欠。このような機会を活用して多くの方々と交流し、議論を戦わせていただきたい」とあいさつした。

研修会はまず、全ト協の松崎宏則常務理事が「トラック運送業界における働き方改革等について」講演を行い、①トラックドライバーの不足状況、労働環境②働き方改革③標準貨物自動車運送約款の改正等④取引環境・労働時間改善協議会⑤道路の積極的な活用に向けた諸施策――の5つのテーマの現状と課題について説明した。

続いて、日本PMIコンサルティング㈱の小坂真弘代表取締役が登壇し、「トラック運送事業者における人材確保対策について」をテーマに講演した。

研修会終了後には交流会が開催され、来賓の結城賢進全ト協青年部会長より、「女性部会と青年部会で、力を合わせてトラック運送業界の諸課題に取り組んでいきたい」とあいさつがあった。全国の女性部会員たちが一堂に会して懇親を深めた。

なお、議事終了後、研修会が開催され、国土交通省自動車局の平嶋隆司貨物課長が「ダンプトラック業界を取り巻く当面する諸課題等について」をテーマに講演を行った。

平成30年度女性部会全国研修会（9月12日、明治記念館）

百貨店配送ネットワークの維持・発展に注力

第66回百貨店部会

9月12日、第66回百貨店部会(今井茂雄部会長)が開催され、平成29年度事業報告（案）、30年度事業計画（案）などについて審議・承認した。

30年度事業計画では、①百貨店配送減少に伴う現状について、各地区の実情に応じた情報を共有し、百貨店配送のあり方について検討する②中元期、歳暮期における労働力確保対策、労働時間管理対策を推進する――など3施策を実施する。

また、各地区における百貨店配送の動向に関する報告も行われ、部会員間での情報共有を図った。

議事終了後には研修会が開催され、㈱エフアンドエム営業推進本部の岡本裕也事業部長が「公的支援制度の活用で本業以外の利益を生み出す」をテーマに講演した。

第66回百貨店部会（9月12日、ANAクラウンプラザホテル神戸）

『事業用貨物自動車の交通事故の発生状況』作成

平成29年データによる最新版

全日本トラック協会はこのほど、『事業用貨物自動車の交通事故の発生状況』を作成し、ホームページ（HP）上に公開した。

同冊子は、平成29年3月に導入された「準中型免許」の区分を加えた全国交通事故統計データから、事業用貨物自動車の交通事故の発生状況を統計・分析したもの。

全ト協では、同冊子を活用しての交通安全対策を推進していく。

全ト協行事予定

（9月15日～9月30日）

- ▽9月18日・第44回生コンクリート輸送部会
- ▽9月19日・第48回鉄骨・橋梁部会
- ▽9月20日・第111回交通対策委員会
- ▽9月21日・第64回広報委員会
- ▽9月27日・第48回適正化事業委員会

【おことわり】次号は、編集上の都合により10月5日号として発行いたします。　広報室

TS（トラックステーション）情報

浴室一時休業のお知らせ

亀山トラックステーション

亀山TSは、工事のため9月15日㈯8時から9月22日㈯18時まで、浴室を一時休業する。

法令○×クイズ

～道路運送車両の保安基準編～

❶自動車の高さは、積車状態において3.8メートルを超えてはならない。（○・×）

❷セミトレーラ以外の自動車で、最遠軸距が5.5メートル未満の自動車の車両総重量は、20トンを超えてはならない。（○・×）

❸自動車の軸重は、10トン（牽引自動車のうち告示で定めるものを除く）を超えてはならない。（○・×）

❹自動車の輪荷重は、4トン（牽引自動車のうち告示で定めるものを除く）を超えてはならない。（○・×）

❺自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて10メートル以下でなければならない。（○・×）

（解答は7面）

〔第79回〕

自然の猛威を再認識!!

今年の8月は台風が多発しましたが、9月に入っても早々に台風21号の襲来、そして平成30年北海道胆振東部地震の発生と巨大災害が立て続けに発生しました。異常気象や自然災害時には、テレビの画面に注意や警戒を呼びかける表示や気象状況、交通状況等を知らせるスーパーが流されますが、今年の夏ほど、そうしたスーパーが頻繁に表示された年はなかったのではないでしょうか。

●思い知る強風の怖さ

Aさん「台風21号は凄まじかったね。あんなに多くの車がひっくり返されるなんて、想像もしていなかったよ」

Bさん「止まっているトラックが横転する瞬間がニュースで流されたけど、あれはちょっとショックだったね」

Aさん「自分の車が横転する瞬間を記録したドライブレコーダー映像もあったね。前方の画面が横に倒れていくシーンなんて初めて見たよ。これまで強風については、橋の上やトンネルの出入口、吹き流しや横風注意の看板がある場所などは要注意だと話してきたけど、どこにでもある普通の道路でも横転するんだから、改めて強風の怖さを認識させられたよ」

Bさん「そういえば、あの台風の時の夕方、カミさんからスマホにメールが入ってきた。うちの家のすぐ近くの道路で、古い桜の木が倒れて歩道と車道の一部を塞いでいるという連絡だった。家に帰った時は、もう真っ暗だったけど、桜の木は倒れたままで片方の車線を塞いでいた。交通量は少ない道路なので渋滞が起こるということはなかったけど、発見が遅れると危ないよね」

Aさん「強風時にはいろいろなものが道路に倒れてきたり飛ばされてくるから、特に夜間は路上の障害物に注意しないとね」

Bさん「スピードを落とすことはもちろんだけど、対向車や前車がいる時、市街地を走行する時以外は、できるだけヘッドライトを上向きに切り替えて、早目に障害物を発見する必要があるね」

●大地震発生時の措置を確認しておく

Aさん「北海道胆振東部地震でも大きな被害が出たね。土砂崩れで一帯の山肌が削り取られ、住宅がのみ込まれた光景には、愕然とさせられたよ」

Bさん「6月には大阪府北部地震も発生しているし、ここでもう一度、大地震発生時に運転者がとるべき措置について確認しておきたいね」

<車を運転中に大地震が発生したとき>

①急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

②停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

③引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

④車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

<車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき>

①津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

②津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。（交通の教則第10章第3節より）

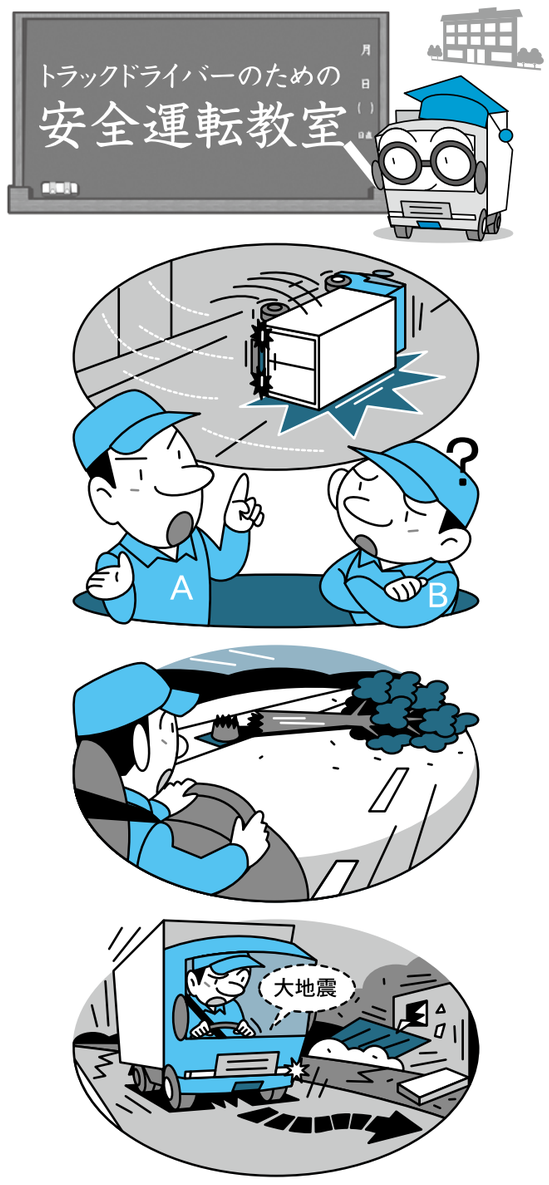

●災害発生時の備えをしっかりと

Aさん「台風や豪雨、地震などの自然現象は、発生自体を食い止めることはできないけど、被害を最小限に抑えるための取り組みはできる」

Bさん「大規模災害時の緊急物資輸送もそのための重要な取り組みだけど、まずは発生した時に事故を回避するためにどれだけ適切な対応がとれるかがポイントになるね」

Aさん「近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予測されているし、スーパー台風や豪雨なども今後さらに激しさを増していくと予想されているから、災害発生時の備えはしっかりやっておかないとね」

ユーザーズボイス

「ドライバーの快適な休息・休憩のため」

安全・環境・経済の面でもメリット

郷原　基幸社長
中津貨物自動車㈱
（岐阜県中津川市）

弊社は、紙パルプ製品を主力に、このほか機械等の輸送を手掛け、輸送範囲は関東、関西圏を中心に全国に及びます。

安全の基本は、常に余裕ある運行計画だと考えています。ドライバーには絶対に無理をしないよう指導しています。『安全・確実』に『心をこめて』運ばせていただくことこそが、絶対的な安心と信頼につながると考えています。

また、新しいトラックを代替えする際に、その時点で最も『安全や環境に良い』と判断したものを積極的に導入・装備しています。人間の疲労やミスを安全機器等で、ある程度カバーできると考えているからです。

現在、各荷主では、アイドリングストップが厳しく求められています。環境への配慮とドライバーの疲労軽減対策という2つの課題を解決するために見つけたのが、この「エアトロニックD2」と「クールトロニック」でした。ヒータ、クーラともにエンジンを切っている間でも、バッテリーや車両等に負担をかけずに使えるもので、現在では、大型トラック全車両に装着しています。

かけ声だけで何も対策をとらずに生身の人間であるドライバーに負担を強いるのは、安全と輸送品質は守れません。弊社ではこの装置の導入のおかげで長時間車内を冷・暖房することができます。ドライバーは、休憩時間はもちろん、荷卸し待機時間等でもアイドリングなしでキャビン内に留まることができています。

副産物として経済的なメリットも感じますが、ドライバーの快適な休息・休憩が確保できたことが一番のメリットだと感じています。

「社員は宝」と語る郷原社長（前列中央）とドライバーの皆さん

エンジンを掛けずに
車内を快適な温度に暖めるエアヒータ。
エアトロニック D2

全日本トラック協会
導入助成対象商品

全日本トラック協会
導入助成対象商品
国内大型４社に対応
クールトロニック

エバス・ミクニは「ヒータ」と「クーラ」の取付からアフターサービスまで全国120ヶ所のサービスショップで承っています。
お近くのサービスショップは弊社ホームページをご覧ください。

エバスペヒャー ミクニ クライメット コントロール システムズ株式会社
〒250-0055 神奈川県小田原市久野 2480　TEL050-3802-7612　FAX0465-46-8316
http://www.eberspaecher-mikuni.co.jp　エバスペヒャーミクニ　検索
Eberspächer　MIKUNI

スパイラルフィルターで燃費は下げられる!!

「工場直売 だから安い!!」
「長持ち２倍 だからすごい!!」

吸気効率向上 → 出力向上 → 燃費削減

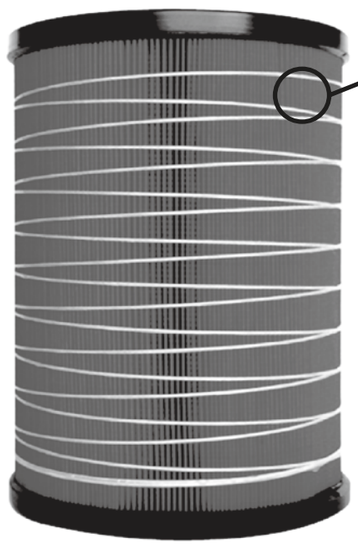

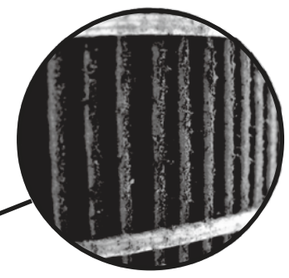

10万km走行も馬力が落ちない。＝燃費低減!!

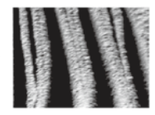
一般品では
7万kmでろ材のヨリが起こり出力低下!!

大手純正クオリティーを
ダイレクト販売

建機大手純正のメーカー工場直売品です。オイルエアー・燃料フィルタ全て1個からのご注文OKです

全車種対応
翌日納品

低燃費の秘密は…
フィルターの固定角度と間隔

特殊な密着防止技術でフィルター性能を100%引き出すことに成功。ロングライフによるコストダウンと吸気効率UPによる燃費削減効果で快適な運転を提供します。

愛車と燃費を守るため、研究を続けて65年
P.EYE ピーコックエレメント製造株式会社
Peacock Element Manufacturing Co.,ltd.
TEL 03-3458-0891 FAX 03-3472-0095
スパイラルフィルター　検索
info@pgf-japan.com
http://www.pgf-japan.com
本社：東京都品川区南品川4-15-4　国内拠点：札幌/苫小牧/仙台/北関東/長野/静岡/名古屋/大阪/神戸/九州　研究所：掛川工場　海外拠点：PGF深圳

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

NEWS 2018.9.1–9.15

国交省

「トラック輸送の省エネ化推進事業」2次公募

受付期間10月10日まで

国土交通省と経済産業省資源エネルギー庁は、平成30年度「トラック輸送の省エネ化推進事業」の2次公募を実施している。

同事業は、トラック運送事業者と荷主との連携を要件として、トラック運送事業者の「車両動態管理システムの導入」および荷主の「予約受付システムの導入」を支援し、当該システムを活用したトラック運送事業者と荷主との共同輸送効率化の実証を目的に実施されるもの。なお、予約受付システムのみの導入については補助対象外。

補助対象および補助率・補助上限額は表の通り。予算額は約15億円。申請受付期限は10月10日（水）（当日消印有効）。

詳細は、同事業執行団体であるパシフィックコンサルタンツ㈱のホームページを参照のこと。

表 補助対象および補助率・補助上限額

補助対象		補助率	補助上限額
車両動態管理システム（トラック運送事業者向け）	クラウド型車載器	1/2以内	―
	メモリーカード型車載器	1/3以内	―
予約受付システム（荷主向け）	予約受付システム	1/2以内	1事業所当たり5千万円
	ASN（事前出荷情報）システム		
	受注情報事前確認システム		
	パレット管理システム		
	パレタイズシステム		1事業所当たり1億円

宅配便1％増
条件そろえて比較

国土交通省は9月7日、平成29年度の宅配便取扱個数が前年度比1・1％増の39億5100万個になったと発表した。

前年度と条件をそろえて比較したもので、このうちトラックによるものが1・2％増の39億1200万個となり、航空等利用運送によるものが同3・4％減の3900万個となった。

前年度と条件をそろえない単純比較だと、同5・8％増の42億5100万個となる。

条件をそろえるため、日本郵便㈱の「ゆうパケット」を宅配便取扱個数から除くとともに、決算期の変更があった佐川急便㈱について、365日分で集計すると、前年度比1・1％増となる。

上位3位は①宅急便（ヤマト運輸㈱）②飛脚宅配便（佐川急便㈱）③ゆうパック（日本郵便㈱）で変わらないが、単純計算での伸び率は、それぞれ1・7％減、3・6％増、38・5％増となった。

予約システム検証も
「働き方改革」に予算3倍増

国土交通省自動車局は、来年度の予算概算要求に、トラック事業における働き方改革の推進費用として、前年度予算比約3倍の3億円を盛り込んだ。

荷主をはじめ幅広い関係者を対象に「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）を展開するほか、輸送品目別の取り組みを強化する。また、機器・システム等の活用を推進し、予約受付システムの相互利用などを促進する。

「ホワイト物流」実現国民運動については、関係省庁、荷主、物流団体、労働組合と連携し、「労働生産性の向上」、「多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現」に取り組む。

機器・システム等の活用促進では、予約受付システムと配車システム等の連携による効果検証などを実施する。

新東名を6車線化
スマートICも

国土交通省は8月10日、高速道路各社に対し、新東名高速道路（御殿場ジャンクション［JCT］～浜松いなさJCT）の6車線化およびスマートインターチェンジ（IC）7か所の新規事業化を許可した。スマートICの新設7か所のうち、1か所（三重県多気町）は初の民間施設直結型で、同月23日には、国交大臣から多気町長に連結許可書が手交された。

多気スマートICは、「アクアイグニス多気」（薬草温浴施設、宿泊施設、レストラン、産直市場等）に直結。アクアイグニス多気は、合同会社三重故郷創生プロジェクト㈱アクアイグニス、イオンタウン㈱、ファーストブラザーズ㈱、ロート製薬㈱が運営する。

また、スマートICについて、新たに6か所で準備段階調査への採択を行った。

厚労省

ストレスチェック
実施事業所が6割
労働安全衛生調査

厚生労働省は8月28日、「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表した。

今回の同調査では、第12次労働災害防止計画の重点施策を中心に、事業所が行っている労働災害防止活動および安全衛生教育の実施状況等の実態、またそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレスについて調査を実施した。

主な調査結果は次の通り。

【事業所調査（常用労働者10人以上雇用する民営事業所が対象）】

28年11月1日～29年10月31日までの1年間に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者（受け入れている派遣労働者を除く）の割合は0・4％、退職した労働者の割合は0・3％だった。運輸業・郵便業では、連続1か月以上休業した労働者の割合は0・3％、退職した労働者の割合は0・5％で、調査対象17大産業の中で最も多かった。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は58・4％（前年比1・8ポイント増）。取り組み内容では、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」が64・3％と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」（40・6％）、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」（39・4％）となっている。

また、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85・4％（同0・4ポイント減）。運輸業・郵便業では83・0％となっている。

第13回「安全マネジメントセミナー」を開催
NASVA

（独）自動車事故対策機構（NASVA）は、10月16日に東京国際フォーラムで「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」を開催する。

同セミナーでは、基調講演や特別講演のほか、事業者における取組事例報告などが行われる。また、会場内では安全マネジメント支援ツールの展示・紹介なども行われる。

なお、トラック協会会員事業者がホームページから参加を申し込む際に、協賛団体割引の合言葉「ナスバ」を入力すると、1・2階席の参加料（1人3000円）が300円割引となる。

参加申し込みなど詳細は、NASVAのホームページを参照のこと。

DVD紹介

『トラック運送業の労務管理と行政対応のポイント』（㈱日本法令）は、労働時間管理（長時間労働、割増賃金・残業代未払い）等のポイントについて、社会保険労務士がイラストや図表を用いて分かりやすく解説した実務DVD（収録時間約210分）。『広報とらっく』読者特別価格1万1664円（税込）。お問い合わせは同社（☎03・3862・5961）まで。

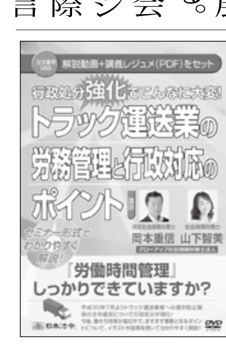

「コネクトエリア浜松」
利用者募集開始
高速道路会社初の中継物流拠点に

中日本高速道路㈱（NEXCO中日本）は、遠州トラック㈱と連携して整備する、新東名高速道路浜松サービスエリア（SA）下り線の中継物流拠点「コネクトエリア浜松」の開業に向け、利用を希望する物流事業者の募集を9月12日より開始した。

コネクトエリア浜松は、トラックドライバーの長時間労働の改善のため、長距離輸送を複数のドライバーで分担する「中継輸送」を支援するための中継物流拠点（**本紙7月15日号既報**）。関東方面、関西方面からのトラックドライバーが同施設でトレーラ交換またはドライバー交代を行うことで、貨物がそれぞれ目的地へ輸送されるとともに、ドライバーは長距離運行することなく日帰りでの運行が可能となる。

同施設の利用にあたっては、遠州トラック公式Webサイトからの事前申し込みが必要。遠州トラックとの利用契約締結の後、登録車両台数分の利用登録カードが発行される。利用予約の際は、専用予約システムから利用日・利用時間帯を予約。利用の際には、予約した時間帯に利用登録カードにより同施設に入場し、中継輸送を行うこととなる（1回の利用での滞在時間は原則として最大1・5時間以内）。なお、月会費・利用料金は表の通り。

同施設に関する詳細は、遠州トラック公式Webサイトを参照のこと。

表 コネクトエリア浜松の月会費・利用料金（税抜）

設定	登録台数／利用登録カード発行枚数	会費／台（枚）／月ごとの会費	利用料／回／1利用につき	利用登録カード保証金／枚／発行ごと
①	6台まで	4,000円	600円	5,000円
②	7台以上14台まで	2,000円		
③	15台以上	1,000円		

「コネクトエリア浜松」概要

場所	E1A 新東名高速道路 浜松SA（下り線）敷地内
駐車マス数	30（セミトレーラ対応4m×20m）
面積	約8,000㎡
設備	舗装、照明、駐車場ゲート、監視カメラ、防護柵など（※休憩については、浜松SAの施設の利用を想定）

図 「コネクトエリア浜松」の位置

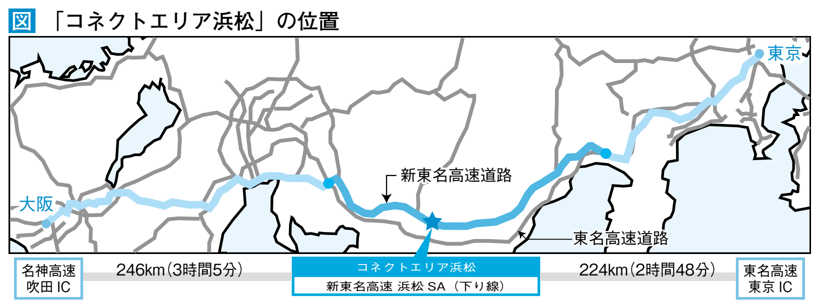

労務Q&A 第166回

エアコンの故障で発症した高齢事務員の熱中症は労災になるか

Q 熱中症についてお尋ねします。先日、弊社事務所で、エアコンの故障により一部フロアの気温が30数度に上昇、高齢の事務員が、気分が悪くなるという騒ぎがありました。軽い熱中症と推察されるのですが、幸いすぐに治まり事なきを得ました。そこで、このようなケースで、仮に熱中症の症状が重く、病院で治療を受けるような事態となった場合は、労災給付の対象となるのでしょうか。

A 通常の解釈では「暑熱な場所」での発症といえず適用外の可能性

【解説】今年の夏は記録的な猛暑続きで、熱中症が猛威を振るいました。ある病院では、エアコンの故障した部屋にいた高齢の患者が一度に5人も亡くなるという惨事が起こり、大きな問題となっています。

それでは、熱中症は労災保険の実務上、どのような取り扱いになっているのでしょうか。まず、労災給付の対象となる業務上の疾病については、労働基準法施行規則第35条（業務上疾病の範囲）により同規則別表第1の2に列挙されており、熱中症は「二物理的因子による疾病」の「8暑熱な場所における業務による熱中症」として掲げられています。

その詳細は、行政解釈（昭和53年、基発第186号）によって示されており、「暑熱な場所」とは、「体温調節機能が阻害されるような温度の高い場所」であり、例えば、夏季の屋外労働、炉前作業等に係る業務が該当するとしています。その上で、熱中症とは、これらの作業に従事した際に、「高温のほか湿度などの要因も加わって体温の熱放散が困難となって体温調節機能が阻害されて起こる熱虚脱、熱疲はい又は熱けいれん及び重症の場合には、中枢神経系の障害、発汗停止、体温異常上昇等の症状を主たる症状とする疾病」で、具体的には日射病と熱射病を含むとしています。

そうしますと、熱中症の業務上認定においては、作業や場所がかなり限定されているといえますので、ご質問のような一般の事務所内での熱中症の発症が業務上の疾病と認められる可能性はとりあえずなさそうです。

以上が労災保険上の取り扱いになるのですが、それでは、屋内の事務所や通常の作業場で発症した熱中症がまったく業務上と認められることがないかというと、必ずしもそうではなさそうです。厚生労働省がまとめた熱中症による死傷災害発生状況をみると、発生業種・作業・場所等は多様化し、大きな広がりをみせているからです。このため、同省では、職場における熱中症の予防対策に関する行政指導のほか、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」などを通じ、広範囲の事業場に対し熱中症予防対策の実施を強く求めているところです。私見になりますが、つまり、それだけ熱中症についての業務に内在する危険性が高まっているといえるのではないでしょうか。労働安全衛生法の事務所衛生基準規則で定める気温（28度）が一応目安になりますが、これを大きく超え、長時間労働などの過重負荷が加わり発症した場合には、業務起因性がまったくないとはいえないのではないかと思います。

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。いすゞ自動車（株）お客様相談センター 0120-119-113 9:00～12:00 13:00～17:00 月曜～金曜（除く所定の休日） http://www.isuzu.co.jp 人と地球の未来のために、エコドライブを心がけましょう。

中小運送事業者における
事業承継特集Ⅲ

少子高齢化問題が深刻化の一途をたどる我が国で、近年後継者難に苦しんでいる中小企業が増加傾向にある。経営者の高齢化が広がりつつある中、若い経営者等への事業承継が円滑に進まなければ、最終的に廃業を選択せざるを得ない企業が続出し、今後全国で多くの雇用の場が失われることも懸念される。中小企業においては、事業承継問題は待ったなしの状況にあるといえるだろう。

そこで本特集では一昨年と昨年に続き、事業承継に踏み切った中小運送事業者における事例を紹介。実際に行われた事業承継に関する取り組みや、事業承継前後における問題点の対応などについて、5回シリーズで取り上げていく。

第3回目となる今回は、平成26年に、父親である前社長から現社長への事業承継を行った、㈲野嶋運送（野嶋利基代表取締役）の取り組みについて紹介する。

第3回 親族内承継②

㈲野嶋運送（和歌山県和歌山市）

先代急逝を受け35歳で社長に　会社存亡の危機を救った「横の繋がり」
経験を積み重ね後継者に成長　新時代を迎えた会社を力強くけん引

18歳で入社を決意した社長の長男
同業他社への転籍を経て業界経験を蓄積

野嶋　利基
代表取締役

㈲野嶋運送の歴史は、現社長の野嶋利基氏の祖父にあたる利光氏が、昭和41年に個人で青果物商を創業したことに端を発する。利光氏の息子で、利基氏の父親にあたる利博氏は、大学卒業後すぐ家業を継ぎ、51年に法人組織として㈲野嶋運送を設立。農作物の輸送を中心に事業を展開していった。

利基氏が生まれたのは、会社設立2年後の53年のことである。長男である利基氏は、事あるごとに利博氏から「お前は長男だから、家業を継がなければならない」と言われていた。利基氏はそれを当然のように受け止め、小学4年生の頃には会社で野菜などの積み込み作業などを手伝っていたという。

平成8年初春、高等学校卒業を控えた利基氏は大学を受験した。利基氏は、大学で4年間勉強した後に、同社に入社して家業を継ごうと考えていた。しかし、結果的に大学入試に失敗してしまった。入試結果を受けて、利基氏は翌年の大学受験をせずに同社に入社することを決意。同年春、18歳で同社に入社した。

運転免許を取得した利基氏は、ドライバーとして同社でのキャリアをスタートさせた。先代社長は荷役作業の現場で仕事を覚えてきた「現場型」であったことから、利基氏も配送や荷役作業など現場での業務を通じて業界人としての知識や経験を蓄積していった。当時、同社の社員数は10人ほどであった。入社したばかりの利基氏はまだ若く、他の社員からは「後継者候補」とは強く意識されていなかった。そのため、利基氏は他の社員達と和気あいあいと仕事を楽しんだという。

入社から2年が過ぎ、10年に利基氏は野嶋運送から一旦他の運送会社に転籍することとなる。利博氏の友人が経営するその運送会社の新規事業（トラック・バスタイヤ販売および交換・修理）を経験した。同社の社長は、「現場型」であった父親とは違い、営業や経理などに強いタイプだったという。これまで家業の中で経験してきた「物流の現場」だけではなく、自分の会社ではなかなかできなかった同業他社における貴重な経験を通じ、利基氏はスキルをアップさせていった。

しかし12年には、その運送会社の社長が亡くなった。同社は社員3人ほどの小さな会社であったこともあり、社長の他界によって会社は廃業となった。利基氏は同社での様々な経験を胸に、再び野嶋運送に戻ることとなった。

同社では輸送業務に留まらず、荷主企業へのトータルなサービスの提供を目指している

専務に就任し新事業立ち上げに奔走
ネットワークの構築にも励む

およそ3年ぶりに野嶋運送に戻った利基氏には、1つの大きな仕事が待っていた。同社では、これまでの商品輸送のみという事業体系を脱却し、荷主の作業効率向上や物流コスト削減を図っていくために、荷主先における各種管理業務の受託事業を10年からスタートさせていた。しかし、開始から2年が過ぎて、ある荷主先での管理業務において支障を来していたことから、同業務の見直しを図るために利基氏は荷主の工場に派遣された。

利基氏は管理業務のやり方を手探りで学びながら、業務の改善に尽力した。同荷主先での業務が再び円滑に回り出すまでに2、3年を必要としたが、利基氏はここでの経験を通じて管理業務の進め方を身に付けることができたという。

16年、利基氏は26歳で専務取締役に就任した。

17年には、新事業となる流通加工事業（食品セットアップ事業）の立ち上げに着手。当初は苦労したものの、同業務に詳しい荷主の社員からのアドバイスを受けながら業務プロセスを構築し、19年には同業務の本格サービス開始に踏み切った。

さて、利基氏の肩書は専務になったものの、仕事の内容としてはそれまでと全く変わりはなかったという。専務になったのを機に、経営者層として同社の経営管理に本腰を入れるということはなく、会社の経営管理は社長である父親や取締役である母親が引き続き担い、利基氏は相変わらず現場で汗を流していた。「専務に就任した当時は、役職の重みはあまり感じていませんでした」と、利基氏は専務就任当時を振り返っている。

ところで14年からは、利基氏はこれまで所属していた利博氏に代わり、地元和歌山県トラック協会の青年協議会に参加することとなった。利基氏は、青年協議会での取り組みを通じて、同業他社の次期経営者層との「横の繋がり」を築いていった。

また、異業種の次期経営者との関係構築を図るために地元青年会議所にも参加し、地域の若き次期経営者との交流を深めていったほか、外部機関によるセミナーへも参加。研修を通じて、組織の先頭に立って経営課題を克服していくための勉強に励んだ。

心筋梗塞で突然亡くなった先代社長
苦労を重ねつつ新時代への飛躍を誓う新社長

20年頃から、会社の業績が徐々に低下してきた。一時期、会社の経営回復を図るために、社長が外部の経営コンサルタントと契約を結んだこともあった。その頃は、社長からの指示がコンサルタントを介して利基氏のところに来たこともあった。そうしたこともあり、利基氏が専務になって以降、父親である社長との折り合いがうまくいかなくなった。時に社長と利基氏が向き合って、会社の経営を立て直していくための方策について1対1で議論をすることもあった。しかし、その当時はあくまでも「社長と専務」というある意味ドライな関係であり、「父と子」の関係として親身に相談し合うような関係にはなかったという。

ところで、この頃から利博氏は糖尿病を患い、治療の一環として食事制限を強いられるようになった。会社の経営と自身の健康の両面で逆風にさらされ、利博氏は多少弱気になりながらも、引き続き社長としての職務を遂行していった。利博氏は、会社を設立した昭和51年以来、ただ一人の代表権を有する取締役として奮闘を続けてきた。しかし、自身の体調について思うところがあったからなのか、25年9月からは利基氏にも代表権が与えられることとなり、利基氏は代表取締役専務となった。

26年のある朝、いつも早朝から仕事をしている利博氏がミーティングに姿を見せなかった。社員総出で探し回ると、利博氏が倉庫の中で倒れているのを社員が見つけた。倉庫内での作業中に心筋梗塞を発症し、利博氏はそのまま帰らぬ人となった（61歳没）。数年前から病気がちではあったものの、利博氏はあまりにも突然の死を迎えたのである。

利博氏の死去を受け、26年5月に利基氏は35歳で社長に就任した。利博氏が亡くなる前から利基氏も代表取締役を務めていたこともあり、事業承継の手続きとしては比較的スムーズに進められたという。

一方で、利基氏の社長就任以降、社内の体制は大きく変わった。まず、経営コンサルタントとの契約は打ち切った。また、売上を回復させるべく、新たな取り組みを始めるとともに、不採算となっていた事業からの撤退を推し進めている。

先述のように、同社の祖業は農作物輸送であったが、顧客からのニーズへの対応を進めていく中で徐々に業務内容が変化していき、現在では輸送業務（洋菓子の原材料等の輸送）に留まらず、本社事務所そばにある作業場で実施している流通加工業務請負（洋菓子やチョコレートなどの箱詰め作業）も立ち上げている。

一方で、農作物輸送に関しては、JA（農業協同組合）が関係する農作物輸送について、生産者の減少から今期で打ち切ることを決めている。同社では、これまで運送会社が提供してきた輸送サービスに留まらない、荷主企業へのトータルなサービスの提供を目指している。

「かつて私の父が当社を率いていた時代からは、荷主自体が変わったとともに、荷主から求められる仕事も大きく変わってきています。当社はまさに新たな時代に入ったということができるでしょう。20年頃から会社の業績が低下してきていた中で、当社は事業承継を迎えることになりましたが、社長に就任した当初は『何とか売上を回復させたい』との思いが強すぎて、適正な利益を出していけるだけの体制になっていなかった部分がありました。そうしたこともあって、一部の社員が退職に踏み切るなど会社の運営面で苦境に陥った時期もありました。しかし、和歌山県ト協青年協議会や地元青年会議所などで培ってきた『横の繋がり』により、新たに仕事をいただく機会が多くありました。『横の繋がり』で助けてもらえた部分は本当に大きいと感じています。今後に向けては、『自分の会社を理想的なものにしていきたい』との信念を強くもち、方針をぶらさずに愚直に事業を展開していきたいと考えています」（同）

「先代社長が健在なうちに事業承継を」
早くからの準備が会社の未来を守る

突然の事業承継から4年が過ぎ、和歌山県ト協青年協議会の仲間などから事業承継についてのアドバイスを求められることも増えてきたという。

利基氏は現在40歳であるが、同世代の仲間の中には専務取締役や常務取締役などを務め、将来的に事業承継を予定している人も少なくない。そうした人に対して、利基氏は「早い段階から準備を進めて、先代社長が生きている間に事業承継を終わらせておいた方がいい」とアドバイスするようにしているという。

「未来の経営者である若者が立派な経営者として育っていくためには、経営者としての自覚が求められてきます。そのためには、『同業他社での業務経験』や『外部セミナー等の受講』など、現場から経営まで幅広い経験を通じた後継者教育をしっかりと受けておくのはもちろんですが、経営者と後継者が向き合い、対話を重ね、経営理念を承継しておくことが必要になってきます。社長は、いつまでも健康なままでずっと社業を続けていくというわけではありません。これまで先頭に立って経営を力強く引っ張ってきた社長が、何らかの理由で突然不在になってしまうこともあり得ます。遅かれ早かれやってくる事業承継に向けて、決して目をそらさずに、経営者と後継者が一緒になって着実に準備を進めていくことこそ、円滑な事業承継の実現のためには必要なのではないでしょうか」（同）

（取材協力）㈲野嶋運送　野嶋利基代表取締役

会社概要

会社名	有限会社野嶋運送
代表者	野嶋利基代表取締役
所在地	和歌山県和歌山市西庄 516-1
設　立	昭和 51 年 4 月
資本金	1,000 万円
従業員数	53 人（うちドライバー 12 人）
所有台数	15 台

2019年4月1日から関連法順次施行予定

「働き方改革関連法」概要・施行期日等について

「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」等を目指して

今年6月29日の参議院本会議において、働き方改革関連法案が可決、成立した。
働き方改革関連法では、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」などの実現に向けた措置が講じられる。なお、各関連法は、2019（平成31）年4月1日から順次施行される予定となっている。
ここでは、同関連法の概要と施行期日などについて、自動車運送事業者に関係する部分を中心に紹介していく。事業者におかれては、早めの準備・対応をお願いしたい。

1 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等　表1

⑴労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

▶時間外労働の上限規制（年720時間）の適用【一般則】

時間外労働の上限について、月45時間・年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

▶時間外労働の上限規制（年960時間）の適用【自動車運転業務】

自動車運転業務については、5年間の猶予期間を設けた上で、時間外労働の上限について年960時間を限度に設定する。

▶月60時間超の時間外割増賃金率引上げ（25%→50%）の中小企業への適用

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。

▶年休5日取得義務化

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季を指定して与えなければならないこととする。

表1

法律・内容		2018（平成30）	2019（31）	2020（32）	2021（33）	2022（34）	2023（35）	2024（36）
労働基準法	時間外労働の上限規制（年720時間）の適用【一般則】		4月1日から大企業に適用	4月1日から中小企業に適用	→	→	→	→
	時間外労働の上限規制（年960時間）の適用【自動車運転業務】	※衆議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること」とされた。 ※参議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること」とされた。					4月1日から適用
	月60時間超の時間外割増賃金率引上げ（25%→50%）の中小企業への適用						4月1日から適用	→
	年休5日取得義務化		4月1日から適用	→	→	→	→	→

⑵勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

⇨施行期日　2019（平成31）年4月1日

⑶産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

事業者から産業医に対し、その業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

⇨施行期日　2019（平成31）年4月1日

2 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保　表2

⑴不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

▶同一労働同一賃金

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、「個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき」旨を明確化。併せて、有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件（同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等）を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保すること――を義務化。

⑵労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

表2

法律・内容		2018（平成30）	2019（31）	2020（32）	2021（33）	2022（34）	2023（35）	2024（36）
パートタイム労働法・労働契約法	同一労働同一賃金			4月1日から大企業に適用	4月1日から中小企業に適用	→	→	→
労働者派遣法	同一労働同一賃金			4月1日から適用	→	→	→	→

3 自動車運転業務への時間外労働上限規制導入に向けた政府・全ト協の取り組み　表3

政府は今年5月に、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。長時間労働是正の環境整備等のために「88の施策」に取り組み、2023（平成35）年度末までのできるだけ早い時期に、全ての事業者が、1か月の拘束時間の限度および休日労働の限度に関する基準を遵守している状態等を目標に掲げている。

また、全日本トラック協会では、3月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定している。今年秋には、各事業者が働き方改革に取り組めるよう、より具体的な内容を紹介する同アクションプランの「解説版」を完成させ、セミナーを通じて周知を図っていく。

表3

法律・内容	2018（平成30）	2019（31）	2020（32）	2021（33）	2022（34）	2023（35）	2024（36）
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」（関係省庁連絡会議）	①2023年度（平成35年度）末までのできるだけ早い時期に、全事業者が改善基準告示に規定する1か月の拘束時間の限度および休日労働の限度に関する基準を遵守 ②2024年度（平成36年度）末までのできるだけ早い時期に、全事業者の全ドライバーの時間外労働が年960時間以内						
	長時間労働を是正し、生産性向上を促進するため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とした環境整備等を実施						
「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」（全ト協）	2023年度（平成35年度）末までに、時間外労働年960時間超のトラックドライバーをゼロに						

ワンポイントQ&A

残業時間の上限規制の猶予対象は「業務」か「業」か

Q 先日成立した「働き方改革関連法」についてお尋ねします。インターネット上の報道や解説をいろいろみると、新しくできた残業時間の上限規制の猶予対象について、建設業、医師とともに、「自動車運転業務」と「業務」とするもののほか、「自動車運転業」「運輸業」と「業」としているものがあります。「業務」と「業」では対象の範囲がかなり違ってくると思うのですが、どちらが正しいのでしょうか。

A **正解は「業務」であり、労働者のうち自動車運転者のみが対象**

▽解説

それでは、最初に、新しい残業時間の上限規制について簡単にご説明しますが、これは、8つの改正法を束ねた「働き方改革関連法」のうち、労働基準法（第36条関係）の改正事項になります。

いままで事実上、青天井であった残業時間に罰則付きで原則「月45時間、年360時間」の上限規制を設け、繁忙期などに臨時に延長する場合でも、45時間を超えて働かせられるのは年6か月までで、年720時間以内としました。

適用されるのは大企業が2019年4月1日、中小企業が2020年4月1日からです。その上で、ご質問にあるように、一定の事業・業務については適用を5年間猶予することとされました。

そこで、この猶予措置の対象が、自動車運転「業務」なのか自動車運転「業」なのか、という点ですが、所轄の厚生労働省がまとめた改正法案要綱や改正法案では、「自動車の運転の業務」と明記されています。したがって、正解は「業務」であり、自動車運送業で働く労働者のうち「自動車運転者のみ」が対象ということになります。

ちなみに、もともとの残業時間のいわゆる「限度基準」（労働省告示第154号、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準）でも「自動車の運転の業務」は適用除外とされ、行政解釈（平成11年、基発第45号）では、「自動車の運転の業務」とは「四輪以上の自動車の運転を主として行う業務をいい、『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準』（平成元年、労働省告示第7号）の対象となる自動車運転者の業務と同義である」とされているところであり、こうした考え方がそのまま踏襲されているわけです。

なお、猶予期間終了後には、自動車運転者にも前記上限規制が適用されることになりますが、上限時間は当面の間は、年960時間とされています。

このほか、働き方改革関連法では、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置が廃止されました。ただし、実際に適用されるのは5年後の2023年4月1日からとなっています。さらに、同法の成立にあたっては、衆参両院で、過労死の発生を防止する観点から、前記改善基準告示の見直しを行うという附帯決議が行われたため、労働政策審議会で必要な検討が進められることになりました。

トラック運送事業者のための

経営のヒント

第216回　傭車先を含めた「働き方改革」が必要

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

来年4月1日から「働き方改革関連法」が順次、施行になる。「年次有給休暇の確実な取得」は、企業規模に関わらず同時実施だ。10日以上の年次有給休暇が付与されている全ての従業員に、毎年5日の有給休暇を取らせなければならない。

先日、若手経営者数人の研究会に同席した。その中で来年4月からの年次有給休暇について、出席者の1人が「有休を取らせるには、それをカバーするドライバーの確保などを含めて対応が大変だ」と話を切り出した。別の経営者は「当社では、有休は今でも取らせているので影響はない。だが、時間外の上限規制は影響が大きい」という。大手企業は、「時間外労働の上限規制」も来年4月から実施される。中小企業は1年後の2020年4月1日からだが、やはり今から対応策を立てておく必要があるだろう。

この研究会のメンバーは、いずれも元請事業者である。そこで自社の対応だけではなく、傭車先の法令遵守にも話が及んだ。「自分の会社は当然だが、これからは傭車先のコンプライアンスの確認も重要になってくる」というのが、その場での共通認識だった。

もし傭車先が車両停止などの処分を受けるような事態になれば、業務に支障が出てしまう。自社も傭車先もドライバー確保難などにより、即座に手配できる車両に余裕がないからである。

そこで顧客に対するサービス品質の保証と、可能な限り法令違反などを起こさないために、メンバーの1社では前から「安全性優良事業所（Gマーク）の取得を傭車契約の前提条件にしている」。Gマーク制度ができる以前から傭車先には、認定取得への計画を提示させて推進した。それ以降に新たに取引を始めた傭車先は、Gマーク認定を契約条件にしているのである。

働き方改革関連法が順次、施行されるようになると、Gマークやその他の客観的品質が、傭車契約の可否を判断するメルクマールの1つとして、役割が高まってくるだろう。顧客に対するサービスの安定的な提供には、傭車先の法令遵守も重要な要素だからである。だがそれは同時に、コンプライアンス・コストを賄えるだけの運賃を、傭車先に支払わなければならないことを意味している。

さらに働き方改革で見落とせないのは、「有休の確保や時間外労働規制をクリアするだけでは解決にならない」という点だ。賃金水準の維持、できれば賃上げを伴いながら、休日増加や労働時間短縮を実現しなければならないのである。

そして、傭車先に相応の運賃を保証するには、荷主からの適正運賃収受が前提になるのは当然である。

過労運転防止対策

しっかり休んで安全運転を

トラックステーション（TS）でひとやすみ！【後編】

全日本トラック協会では、トラックの長距離運行に欠かせない安全運行をサポートする施設として、トラックステーション（TS）を全国28か所に展開しています。過労運転を防ぐためには、多くのトラックドライバーの方にTSで休息を十分にとっていただくことが有効です。

そこで本特集では、TS内に設けられている「ドライバーの休息機能」を中心に紹介していきます。今回は、亀山TS（三重県亀山市）と金沢TS（石川県金沢市）を紹介します。

亀山（かめやま）トラックステーション（三重県亀山市）

大きな湯船にゆっくりつかって疲れをリセット！
ボリューム満点の食事がドライバーの胃袋をつかむ

磯貝 正宏さん

東名阪自動車道や新名神高速道路、伊勢自動車道、名阪国道、国道1号が集まり、東日本と西日本を結ぶ交通の要衝となっている三重県亀山市。日本列島のほぼ中央に位置し、80台以上が駐車可能な大型駐車場を備える亀山TSは、長距離ドライバーの休憩地点として最適な場所であると言うことができるだろう。

「亀山TSは名古屋から車で1時間、大阪から2時間弱の場所にあります。大都市に近い場所にあることから、当TSでは長く滞留されるドライバーよりも、ちょっと休憩を取ってまた次の目的地に行かれるドライバーの方が多いです」と、管理人の磯貝正宏さんは利用動向について語る。

①

②

同TSの2階には、宿泊室と大浴場がある（ともに男性利用のみ）。宿泊室（**写真①**）は全10室（喫煙室4室、禁煙室6室）。室内は明るく清潔なビジネスホテルスタイルで、横になって気持ちよく休むことができる。また、専用コインランドリーも備え付けられている。広い湯船が特徴的な大浴場（**写真②**）は、10時から翌朝9時まで利用可能※。長距離乗務を終えた深夜・早朝でも汗を流すことができて好評だ。

③

④

⑤

1階には運行情報センターのほか、食堂と売店がある。食堂（**写真③**）で提供される料理では、「焼きそば定食」（760円、**写真④**）や「ホルモン定食」（880円）、また地元のB級グルメとしても知られる「四日市トンテキ定食」（930円）など、ボリューム満点のメニューが人気。24時間営業の売店（**写真⑤**）は品揃えが豊富で、1,000円以上買い物をすると無料入浴券がプレゼントされるのも魅力的だ。

「近年は駐車場の広いコンビニエンスストアが各地にできましたが、そこでは近隣住民から苦情をいただくことも多く、長時間安心して車をとめることができないと聞きます。ドライバーの皆さんには、長時間トラックを駐車できるTSを利用してゆっくり休んでいただき、長距離運行の疲労回復に繋げていただきたいですね」（磯貝さん）

おトク情報！

亀山TSでは10月9日の「トラックの日」に限り、「特製ビーフカレー」と「入浴」がそれぞれ190円で提供されます。ぜひご利用ください！

施設概要

住所　三重県亀山市小野町桜口586-4
TEL　0595-82-3935　FAX　0595-82-6534
駐車可能台数　トレーラ38台、大型車44台、普通車48台

主な設備
◇宿泊・仮眠［チェックイン16:00、チェックアウト8:00（仮眠8:00～16:00）、料金：（トラック協会会員）：宿泊・仮眠2,980円、宿泊申込：0595-82-3936（24時間）］
◇入浴施設（男性用）※［営業時間10:00～翌9:00　料金：（同）450円］
◇食堂［営業時間7:00～22:00（土・日曜・祝日は14:00～17:00休止）］
◇売店、コインランドリー、自動販売機［24時間営業］
◇運行情報センター［営業時間9:00～17:00（土・日曜・祝日休業）］
※亀山TSの大浴場は、9月22日（土）18時まで一時休業となっています。

MAP

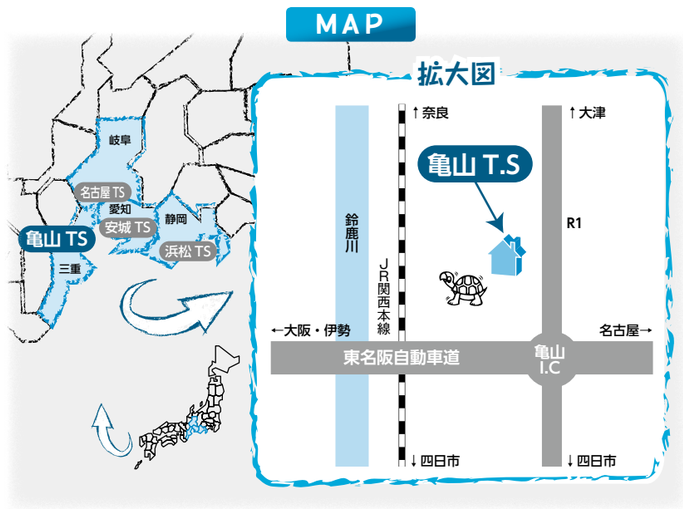

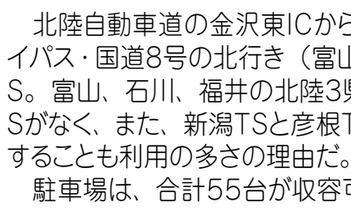
①

②

③

施設は、1階に運行情報センター、食堂（にんたまラーメン）、女性用シャワー、休憩室、トイレを配置し、2階に宿泊シングルルーム8室（**写真②**）、大浴場（**写真③**）を備える。浴室更衣室には、コインランドリーも設置してある。

運行情報センターは、角地義盛さんと塩崎昭三さんの2人が1週間周期で早番、遅番の2交代勤務制。FAXのやり取りやTS全体の管理に従事し、快適な利用環境の維持に努めている。

お2人のお話によれば駐車場の利用ピークは、朝の9時前後からお昼、そして夕方の5時前後だという。塩崎さんは「北海道から鹿児島まで、様々な地域からの利用があります。また、地元ナンバーの利用も多く、長距離と地元の利用割合は半々くらい」と利用状況を説明。「金沢東ICが利用しやすい立地で、入口も国道8号から出入りがしやすいのも評判がいい」とのこと。

そして、金沢TSは、「にんたまラーメン」を経営する㈱ゆにろーずが食堂とともに、宿泊・入浴施設などを管理している。看板メニューで一番人気なのは、「にんたまラーメン」（**写真④**）。味は、味噌、醤油、塩の3種類で普通盛620円。店長の稲毛裕次部長代理によると、「スタミナ丼（780円）」や「肉野菜炒め定食（860円）」などが人気。また、最近食堂の一角に「ミニ売店」をオープンした。

稲毛店長は、「長距離運転に疲れたら、ゆっくりお風呂に入って、ゆっくり休憩。より快適にそして便利にご利用いただけるように心を配っています」と食堂のメンバー達（**写真⑤**）とともに笑顔で語ってくれた。

角地 義盛さん

塩崎 昭三さん

稲毛 裕次部長代理

④

⑤

金沢（かなざわ）トラックステーション（石川県金沢市）

国道8号沿い、北陸道・金沢東ICそば
日本海側・北陸の交通の要衝

北陸自動車道の金沢東ICから降りてすぐ、金沢バイパス・国道8号の北行き（富山方面）にある金沢TS。富山、石川、福井の北陸3県では、金沢にしかTSがなく、また、新潟TSと彦根TSのほぼ中間に位置することも利用の多さの理由だ。

駐車場は、合計55台が収容可能。なお、金沢TSにはフルサービス型のサービスステーション（SS）が併設されている（**写真①**）。

施設概要

住所　石川県金沢市千木町ル21-1
TEL　076-257-2755　FAX　076-257-0165
駐車可能台数　トレーラ10台、大型車35台、普通車10台

主な設備
◇宿泊［チェックイン16:00、チェックアウト10:00、料金：（トラック協会会員）3,200円、（一般）4,200円、宿泊申込：076-257-7707（24時間）］
◇入浴施設（男性用）…［24時間営業　料金：450円　※シャンプーやボディーソープは浴場に備え付け］
◇食堂、宿泊、入浴、女性用シャワー、コインランドリー、休憩室、自動販売機（ジュース・タバコ）［24時間営業］
◇運行情報センター…［営業時間9:00～17:00（土・日曜・祝日休業）］
◇給油所…（平日）7:00～21:00、（日曜・祝日）8:00～19:00（TEL：076-257-2531）

MAP

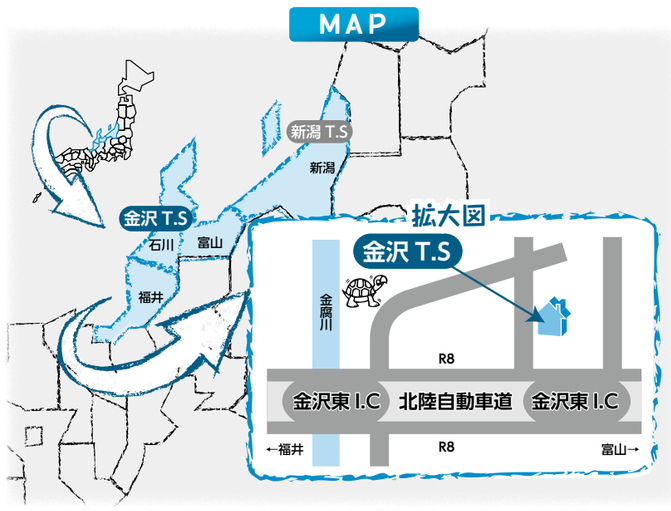

DENSO
ドライバーの安全運転支援と管理者様の業務効率化がさらに進化
ドライブレコーダー DN-PRO Ⅳ
デジドラナビ　検索

進化のポイント1 録る
前方カメラ
200万画素HDR
室内カメラ（オプション）
100万画素（従来品30万画素）

従来品

DN-PRO Ⅳ

磨きをかけたクリアな画質200万画素HDR、操作性を向上させたビューワソフト、
さらに安全運転指導を支援するドライバーステータスモニターDN-DSMとの連携。
ドライバーの安全運転、そして管理者様の業務効率化を支援します。

DN-PRO Ⅳ

室内用カメラ（オプション）

進化のポイント2 見る

動画分析においてもビューワソフトの機能を充実。
映像の部分拡大機能を新搭載、倍速再生を強化し、事故分析や確認作業をサポート。

進化のポイント3 連携
安全運転指導をバックアップ
『ドライバーステータスモニター DN-DSMとの連携』
脇見、眠気、居眠り、不適切な運転姿勢など、事故に繋がる様子を検知して警告を発するDN-DSM。DN-PRO Ⅳと連携することで、ビューワソフト上に検知したことを表示。さらに運転日報に検知回数を記録。より詳しい運転状況の把握ができます。

DN-PRO Ⅳ
ドライバーステータスモニター
DN-DSM

ご用命は
株式会社 デンソーセールス
［本 社］〒150-0046 東京都渋谷区松濤2-15-13
TEL：(03)6367-9666

北海道支社
〒003-0022 札幌市白石区南郷通21南4-15
TEL：(011)558-7800

東北支社
〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹2-6-1
TEL：(022)238-9911

関東支社
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷4-4-1
TEL：(048)840-1177

中部支社
〒457-0828 名古屋市南区宝生町4-30
TEL：(052)619-1777

関西支社
〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-2-30
TEL：(06)7166-4000

中国支社
〒730-0025 広島市中区東平塚町4-21
TEL：(082)242-5202

四国支社
〒760-0065 高松市朝日町3-6-3
TEL：(087)821-9750

九州支社
〒812-0015 福岡市博多区山王2-6-35
TEL：(092)412-1177

ほんのヒトコマ　[第27回]　前川しんすけ

各局の「盗聴特集」取材班がAさんちの盗聴器を発見…!?

法令(マルバツ)○×クイズ　～道路運送車両の保安基準編～

【解答】 2面に問題

❶ ×（保安基準第2条第1項・細目告示第162条第1項(1)）自動車の測定は空車状態で行い、高さは3.8メートルを超えてはならない。

❷ ○（保安基準第4条）セミトレーラ以外の自動車で、最遠軸距が5.5メートル未満の自動車の車両総重量は、20トンを超えてはならない。

❸ ○（保安基準第4条の2第1項）自動車の軸重は、10トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあっては、11.5トン）を超えてはならない。

❹ ×（保安基準第4条の2第3項）自動車の輪荷重は、5トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあっては、5.75トン）を超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの（当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る）の輪荷重にあっては、この限りでない。

❺ ×（保安基準第6条第1項）自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。

「トラックの日」各都道府県トラック協会の主な活動

全国のトラック協会は、10月9日の「トラックの日」を中心に、地域色豊かなイベントやキャンペーン等を実施します。
（※9月14日現在。詳細については、各都道府県トラック協会まで）

昨年のトラックの日における活動の様子

都道府県名	実施日	イベント・キャンペーン等
北　海　道	9/15～17	「トラック協会杯第29回全道少年団（U-11）サッカー大会」（札幌サッカーアミューズメントパーク）
（札幌地区）	9/2	「チビッコ集まれ！読み聞かせ広場 in アリオ札幌」オリジナル絵本配布、絵本読み聞かせ、ぬりえコンテスト、記念撮影、トラック乗車体験、パネル展示、ランディー交通安全免許証プレゼント等
（函館地区）	9/30	「トラック☆フェスティバル IN 函館」キャラクターショー、トラック冷凍室体験、青果販売、お菓子まき等
（室蘭地区）	9/22（予定）	「トラックフェスタ2018」（イオンモール苫小牧）キャラクターショー、輸送相談、トラック交通安全クイズ大会、トラックもの知りクイズラリー、パネル展示等
（旭川地区）	8/18	「来て！見て！乗って！トラックふれあいフェスティバル」（旭川地場産業振興センター）シミュレータ体験、職業体験、自転車安全教室、トラック死角体験、パネル展示等
（十勝地区）	9/9（中止）、10/16	絵本読み聞かせ、トラック乗車体験（9/9 帯広市西2条南9丁目ホコテン会場、震災の影響により中止）、「トラックの森づくり植樹式」（10/16 幕別町千住スマイルパーク内）、旗の波で安全運転啓発（10/16 幕別町千住歩道上）
（釧根地区）	9/23	「トラックDAYフェスタ21」（イオンモール釧路昭和東通り正面入口前駐車場内特設会場）キャラクターショー、トラック乗車体験、車両展示、縁日等
（北見地区）	9/2	「2018 トラックの日 in kitami」北見ファミリーランド1日無料開放、わくわくお祭り広場（模擬店）等
青　森　県	10/8	「トラック感謝デー 2018」（青森県観光物産館「アスパム」駐車場および青い海公園）車両展示、トラック綱引き大会、スタンプラリー、ステージイベント、ラジコントレーラ操縦体験、人材確保・トラック輸送PRパネル展示等
岩　手　県	9/30	「トラックフェスタ2018 in アピオ」（滝沢市）トラックの車両展示・乗車体験・死角体験・綱引き、フォークリフト体験乗車、「輸送戦隊ハコブンジャー」ショー、食の振る舞い、絵画コンクール入賞作品展および表彰式等
宮　城　県	10/7	「エコなトラックの日フェア2018～トラックがつなぐ快適な暮らし～」（亘理町鳥の海特設会場）ステージイベント、地場産品チャリティー販売、トラック体験乗車および展示、トラックと綱引き、物流の授業、ワークショップ（ドクターイエローバッテリーカー、トラックのペーパークラフト、花フルスマイル、ネイチャー教室）、ラジオ特番の作成（後日放送）等
秋　田　県	9/22	「トラックフェスタ2018」（ポートタワー・セリオン）交通安全パレード、ステージイベント、パネル展示、トラックの展示・乗車体験、絵画コンクール表彰式、撮影会等
山　形　県	10/14	「トラックの森」育成事業・植樹した樹木の手入れ、追肥、下草刈り他・地域清掃活動、交通安全指導等の実施、山形県総合会館でのイベント
福　島　県	9/29、10/13	「トラックの日」フェスタ in 2018（9/29 郡山市ビックパレットふくしま）トラック等車両展示、模擬店、ステージイベント。「トラックの森」づくり事業（10/13 相馬市磯部地区）海岸防災林植樹活動
茨　城　県	10/20	本部：トラックの日PRキャンペーン事業、支部：各地区産業祭へのブース出店によるPR活動、道路清掃作業等
栃　木　県	10/7	「第26回トラックの日感謝デーイベント」（道の駅うつのみや「ろまんちっく村」）キャラクターショー、車両展示、スタンプラリー、クイズ大会、模擬店等
群　馬　県	10/6、14	県下14支部において一斉道路清掃活動（10/6）、群馬県トラックの森づくり事業（10/14 前橋市嶺公園内のトラックの森において下草刈り）
埼　玉　県	11/10	「交通安全・環境フェア」（埼玉スタジアム2002［にまるまるに］東駐車場）絵画コンクール表彰式。各支部独自に交通安全運動および清掃活動等を実施
千　葉　県	9/22～11/23	県下16支部および千葉県トラック協会、青年部会にてトラックの日イベント。グッズ配布、交通安全啓発、清掃活動、絵画・交通安全標語コンクール等
東　京　都	9/22･23、9月上旬～11月上旬	9/22･23：（本部）「トラックフェスタTOKYO2018」（代々木公園）事故防止・環境対策に取り組む緑ナンバートラックをPR。9月上旬～11月上旬：（支部）26支部で街頭活動や地域イベント等と連携したPR活動を実施
神奈川県	9/30、10/13・14、11/24・25	「第35回交通安全こどもショー」（9/30 神奈川県民ホール）ミュージカル、県警教育隊による交通安全啓蒙劇、トラックデザインコンテスト表彰式等。第19回「夢を運ぶトラックデザインコンテスト」作品展示（10/13・14 小田原ダイナシティ、11/24・25 クイーンズスクエア横浜）
山　梨　県	10/6、11/10･11	「トラックの日・山梨フェスタ2018」（10/6 甲府駅北口よっちゃばれ広場）環境標語表彰式、業界実態PRブース開設、緊急救援物資輸送訓練、トラックパレード、各委員会PRブース開設、ステージイベント、飲食物等の販売コーナー等。臨時出張輸送相談所開設（11/10・11 小瀬スポーツ公園）他
新　潟　県	10/9前後、10月下旬	県下8支部で道路清掃活動（10/9前後）、新潟県交通遺児支援募金贈呈（10月下旬）
長　野　県	10/6・7・13･14	7地区にて各種イベント（10/6 北信・上伊那・中信、10/7佐久、10/13上小、10/14諏訪・下伊那）車両展示、乗車体験、ステージイベント、交通安全教室、特産品販売等
富　山　県	7/28、10/9	県内小学生を対象にした職業体験イベント「ジョブキッズとやま2018」にて運行管理者、ドライバーの職業体験と運送業界PR（7/28）。交通安全街頭キャンペーン（10/9 北陸道上り有磯サービスエリア）トラックの日のチラシ・グッズ等配布
石　川　県	10/6、21、10月中旬	道路清掃活動クリーン作戦2018（10/6）、第46回石川の技能祭りでのPR活動（10/21）、交通災害等遺児をはげます会への寄付金の寄贈（10月中旬）
福　井　県	10/21	「トラックフェスタ2018@エンゼルランドふくい」（坂井市エンゼルランド）トラックお仕事体験、乗車体験、先着500人にミニチュアトラックプレゼント
岐　阜　県	10/7	「たじみ茶碗まつり2018」（多治見美濃焼卸センター）にて「交通安全こども広場」出展。トラック乗車&死角体験、ドライバーお仕事体験、自転車シミュレーター、マスコットキャラクター「ギトラ」の着ぐるみによるPR、オリジナルのミニカー・うちわ・ポケットティッシュ配布
静　岡　県	10/13・14	「トラックがつなぐ！ 静岡県の観光・物産・物流フェア」（ツインメッセ静岡・南館）紙アプリによる「未来の乗り物」、独自制作したVR映像を使用したトラック運送業界のPR、大型トラックの搭乗体験
愛　知　県	9/30	「第14回みんなで学ぼう！トラックと交通安全・環境フェア」（豊田スタジアム）交通安全・環境に係る展示、愛知県トラック協会活動紹介エリア、ふれあい警察エリア、ステージショー、オリジナルミニカープレゼント、車両展示、乗車体験、死角体験等
三　重　県	10/9、11/11	支部：道路清掃活動（10/9）、本部：トラックフェスタ（11/11）
滋　賀　県	6/3、10/13	「おうみ路クリーンアップ」（6/3 滋賀県下主要道路の清掃活動）、「第3回滋賀県交通安全フェア」（10/13 竜王ドラゴンハット）ステージイベント、23ブースにて交通安全教室、車両展示等により交通事故防止啓発活動
京　都　府	10/14、11/10	「KTKラリースタート式およびトラックフェスタ2018」（10/14 京都パルスプラザ）トラック引きレース、車両展示、ブース出展、屋台、ヒーローショー。「トラックの森整備・充実事業」（11/10 銀閣寺裏山国有林）
大　阪　府	7/9～9/21、12/25	第27回児童絵画コンクール【テーマ「わたしたちの生活をささえるトラック」】作品募集（7/9～9/21）、表彰式（12/25）
兵　庫　県	10/14	スタンプラリー、トラッククイズ、子ども運送体験、ドライバー体験、ステージイベント等（大手前公園）、兵庫県下13か所で啓発品等配布
奈　良　県	9/30	「トラックの日」PR活動（近鉄奈良駅前行基広場）　事故防止・交通安全対策、環境対策、災害時緊急輸送対策等に関する啓発活動
和歌山県	10/7	「夢のトラック・おもしろいトラック」絵画展示、子ども向けトラック運送会社職業体験コーナー、交通安全教室、屋台コーナー等（和歌山ビッグホエール）
鳥　取　県	9/22、10/9前後	森林整備（9/22 伯耆町「トラックの森」）、県下各会員事業所周辺の清掃、交通安全教室・交通遺児募金・児童絵画コンテスト（10/9前後）
島　根　県	10/13、11/3	「トラックの森」草刈り（10/13 松江市・山陰道宍道湖サービスエリア裏山）、トラック業界PR活動（11/3 浜田市）
岡　山　県	9月～11月	働くトラックファミリーフェスタ（10/20 岡山市サウスヴィレッジ）、トラックの森づくり事業（長船美しい森）、小学生絵画コンクール、献血事業等
広　島　県	10/14	「第26回ひろしまトラックまつり」（広島運輸支局構内）乗車体験、トラックドライバー1日体験、車両展示、引越なんでも相談会、飲食ブース、絵画コンクール作品展示・表彰式、ミスタートラックヒーロー決定戦等
山　口　県	10/5～14	絵画コンクール作品展示（10/5～9 県内9か所）。各支部による国道周辺清掃活動、交通安全街頭キャンペーン（10/5～14）。「yabふれあいフェスタ2018」に出展（10/13 きらら博記念公園）絵画コンクール表彰式、チャリティーバザー、車両展示、エコグッズ・交通安全グッズ配布等
徳　島　県	10/5、6、14	「献血キャンペーン」（10/5 四国高速運輸駐車場）、「トラックの森づくりキャンペーン（間伐）」（10/6 阿波市）、「働くトラック」絵画コンクール表彰式（10/14 ゆめタウン徳島）
香　川　県	10/14	「輸送戦隊香川トラックレンジャー」ステージイベント、PRエコ風船・啓発グッズ等配布、トラックエコ工作教室等（国営まんのう公園）
愛　媛　県	10/14、11月（予定）	トラック引きレース、車両展示、乗車体験、縁日、屋台等（10/14 愛媛県トラック総合サービスセンター）、「トラックの森」植樹事業（11月予定、県内）
高　知　県	9/22、10/21	「高知市交通安全広場」交通安全グッズ・業界PRクリアファイル・チラシ・パンフレットの配布（9/22）、土佐町「とらっくの森」間伐作業・地元住民との交流（10/21）
福　岡　県	9/17、10/14	「トラックプライド　オータムフェア2018」（9/17 JR博多駅前）、大道芸・風船パフォーマンス、福岡芸人爆笑LIVE、キッズダンスショー、ラッピングトラックの展示、交通安全教室、木工製トラック作り、「トラックの日」記念行事ウォーキング大会（10/14 門司港レトロ）、ライブイベント、ラッピングトラック展示、抽選会、募金活動等
佐　賀　県	10/14、10/9～22	「ばぶばぶフェスタ」に出展（10/14 どんどんどんの森広場）冷蔵冷凍車体験、絵画コンクール表彰式、PRグッズの配布、ポスター掲示等。絵画コンクール入賞作品展示（10/9～22 佐賀新聞社ギャラリー）
長　崎　県	9/25・26、10/9	県北地区インターチェンジおよび県央地区パーキングエリアにおいて業界PRチラシおよび安全啓発グッズ等配布（9/25・26）。「トラックの日」、「Gマーク制度」、「引越安心マーク制度」についての新聞記事広告掲載（10/9）
熊　本　県	12/1～2	「くまフェス2018」（熊本市内・花畑広場）に出展。ステージイベント、車両展示、試乗体験、ブース出展等
大　分　県	9/23	「おおいたトラックふれ愛デイ」（フェリーさんふらわあ・TOSハウジングメッセ）グッズ配布、トラッククイズ選手権、車両展示、エコドライブ啓発活動、絵画コンクール表彰式等
宮　崎　県	8/8、10/7	物流施設見学会（8/8）、チャリティーフェスティバル（10/7 宮崎県トラック協会）ステージイベント、飲食ブース、抽選会、白バイ・パト車両展示、青果物販売、ミニ四駆レース段ボール迷路等
鹿児島県	10/7	「トラックの日」フェスティバル2018（マリンポートかごしま）絵画コンクールの作品・ペイントトラックの展示・表彰式、乗車体験、クイズラリー、お仕事体験、ステージイベント等
沖　縄　県	9/22、10/13	「トラックの森」清掃活動（9/22 糸満市真壁公園）、「トラックの日」イベント（10/13 九州沖縄 トラック研修会館）絵画コンクール表彰式、乗車体験、ウイング車でのラジオ出前生放送等

食の新旧街道を行く　―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家　向笠 千恵子

137「旬の味に癒される④」江戸から十三里、川越芋

「さつま芋」と聞いてすっと引く男性は、一度川越産を食べてはいかがだろう。江戸時代から江戸っ子がひいきにしていた「川越芋」は、武蔵野台地一帯でとれるさつま芋の総称で、水はけ抜群の関東ローム層の土壌が美味の源だった。

川越から新河岸川の舟運を利用し、荒川、隅田川経由で江戸の浅草へそのまま運べたから、販路もどんどん拡大した。トラックがない時代には、舟運がいちばん早くて、たくさん積める運送手段だったのだ。

おまけに、新芋はとりわけ甘くてほくほくなので、焼き芋にうってつけ。食物繊維もビタミンCも多いから、たくさん食べれば、そのぶんだけいい効果も増える。

川越芋の名声を明治になってさらに高めた功労者は女性、それもごく普通の人。畳屋の娘で、山田いちという。

子だくさんだったので、店は婿に任せて、自分はほっこりで、焼き芋にもきんとんにも天ぷらにも向いていたのだ。

それが紅赤。色のよさを讃えて金時とも呼ばれた。そういえば、赤くておいしい野菜はみんな金時と名付けられる。金時にんじんは煮物にすると色あざやかだし、金時生姜も赤が美しい。

さつま芋の金時のほうは、いちが誰にでも蔓を分けたので、またたくまに生産が増え、人気も沸騰した。ちょうど鉄道が開通した頃だったから、浅草にはいの一番に運ばれた。そのおかげで、今でも浅草にはさつま芋専門店が多い。

（むかさ・ちえこ）

一歩先を行く 生産性

より多く、より効率的に。
生産性を高める優れた積載性能。

新型Quonは、荷役性、架装性を考慮した上で、
フレームの強度を維持しながら車両全体にわたる軽量化を達成。
積載能力をさらに向上させています。
“積む”“運ぶ”の性能を高めた優れた積載性により輸送の効率化を実現し、
お客様に「一歩先を行く生産性」を提供いたします。

パーフェクトQuon（冷蔵ウイング）

ご要望の仕様にお応えする「パーフェクトQuon」

積載性、荷役性を向上させた高品質なボディと、魅力あるコストパフォーマンス。
豊富なバリエーションとオプションにより、お客様に最適な1台をお届けします。

UDトラックス公式ホームページで、
新型Quonのすべてをお確かめください。

シリーズ
物流経営士に聞く

第9回

『広報とらっく』では、定期的に物流経営士にインタビューし、物流経営士資格取得後のメリットなどを伺っています。
第9回は、愛知県トラック協会の第17期（平成21年度）物流大学校（物流経営士課程）で物流経営士資格の認定を受けた、山田哲也氏（岡崎通運㈱安全品質統括部安全品質管理課課長）です。

物流経営士認定番号「1066」
山田（やまだ）　哲也（てつや）氏
岡崎通運㈱　安全品質統括部　安全品質管理課　課長

「物流を愛する愉快な仲間達」との合同勉強会を開催

大きな財産になった「業界の仲間たちとの出会い」
向上心ある経営・管理者層に積極的に受講してほしい

――物流大学校講座受講のきっかけを教えてください。

当社は、自動車部品の輸送を中心に事業を行っています。私は大学を卒業後、平成12年4月に当社に入社し、配車や倉庫管理の仕事を経て、23年より現在の安全品質管理部門に所属しています。
当社では16年度（第12期物流経営士課程）から、中堅クラスの社員に対する年間教育計画の中に「愛知県トラック協会物流大学校講座の受講」が盛り込まれ、20年度（第16期）までは当社から毎年1人受講していました。20年度になってリーマン・ショックに見舞われたことで、国内の景気が急減速し、自動車が大幅に減産されたのに伴って当社の輸送量も減少しました。そうした中で、「こういうピンチの時こそ、将来の飛躍に向けて社員を勉強させた方がいいのではないか」という当社社長の判断があり、21年度（第17期）は私を含め2人が受講することになりました。
なお、当社ではそれ以降、途中3年ほど（第22期～第24期）受講生を送り出すことができなかった時期がありましたが、29年度（第25期）以降は再び毎年1人ずつ社員を受講させています。

――物流大学校講座で学んだことや得たことについて、教えてください。

第17期の講座は21年4月からスタートしましたが、当初は同期の仲間たちと何を話したらいいか分からず、周りから少し浮いたような存在でした。それでも、「ともかく卒業しなければ」と心に決め、受講を続けていました。
そうした状況を大きく変えてくれたのが、11月に行われた琵琶湖畔での1泊2日の研修でした。
この研修は、それぞれ7人ほどのグループに分かれ、1日目には効果的な提案営業の方法についてグループ内で議論を重ね、翌2日目には検討結果をもとにプレゼンテーションをするというものでした。同じグループになった仲間たちと、2日間寝食をともにしながら同じ目標に向かって一心に取り組みました。これがきっかけとなって同期の仲間たちと打ち解けられるようになり、自分の中で同期生の存在がより大きくなりました。
この研修以降、講座は自分の中で「行かなければいけない」ものから「同期生に会えるから、積極的に参加したい」ものへと大きく変化しました。日々実務をこなしながらの講座への出席は本当に大変でしたが、同期生の存在が心の励みになりました。22年3月の修了式の時には、皆勤賞をいただくことができました。
講座を通じて同業他社の皆さんとの接点が増えたことで、次第に自分の「業界知識の引き出し」が増えてくることを感じました。同期生のほとんどは自動車部品輸送以外の仕事に携わっており、中には既に次期経営者層として活躍されている方も多くいらっしゃいました。そのため、同期生たちの話が全て新鮮に感じられ、私にとっては非常に勉強になりました。刺激を与えてくれる多くの仲間たちに出会えたことは、本当に良かったことだと感じています。
また、金曜・土曜に開催される講座に打ち込むことができたのは、私の仕事の穴を埋めてくれた当社の上司や部下たちのおかげでもあり、非常に感謝しています。

――物流大学校卒業後も、同期の皆さんとの勉強会を続けていらっしゃるそうですね。

修了式から1年後の23年6月に第17期会があり、それから2年ほどの間勉強会を行っていたことがありました。この時は、会合の結果をしっかりと議事録として残したり、集めた費用の会計監査を事細かに行ったりするなど、かなり形式ばった勉強会でした。しかし、会社での業務を行いながらの勉強会開催を負担に感じた方が多く、この形での勉強会は一旦終了となりました。
その後、27年1月に全日本トラック協会と愛知県トラ協の共催で行われた「26年度物流経営士研修会」の終了後に同期の仲間の一部が集まり、話をしている中で「集まれる人が参加する形で、気軽なスタイルで続けられるような勉強会」を始めようということで、阿部光記さん（㈱サンコー、栃木県）と亀井幸雄さん（㈱中田商事、三重県）を代表幹事とした「物流を愛する愉快な仲間達」（17期有志の俗称）を結成し、合同勉強会をスタートさせました。なお、「物流を愛する愉快な仲間達」の活動内容としては図の通りとなっています。

図　「物流を愛する愉快な仲間達」活動内容

一堂に会する機会を
◇情報の泉の場（ネットワークの構築）
◇共育の場（勉強会の開催）
◇開発の場（物流に関わる研究、開発）
◇開拓の場（物流に関わる視察、情報収集）
――等とする。

合同勉強会の主催側については、参加者が持ち回りで対応するようにしています。皆が当事者意識をもち、自分たちで運営を続けていくことで、「全員参加型」の会にしたいという意図が込められています。
表の通り、27年2月に第1回を開催し、これまでの3年半にわたって10回開催してきました。合同勉強会の主な内容としては、「見学会」と「懇親会」が中心になっています。見学会では、参加者が所属している運送事業者の見学だけでなく、各事業者さんと取引されている荷主企業の見学が行われることもあります。同業他社や荷主企業の仕事の様子を拝見させていただくことで、毎回新たな知識を身に付けることができます。

――合同勉強会の参加者は、第17期生の方が中心ですか？

第1回から第3回までは第17期からの参加者が中心でしたが、他の期からの参加者を増やしたいということで、28年1月の「27年度物流経営士研修会」の中で私が合同勉強会に関する発表を行うとともに、次回勉強会の案内を研修会出席者に配布しました。その後行われた第4回勉強会では、第17期生以外からも多くの方にご参加いただくことができました。
第7回からは、阿部さんと亀井さんに代わって私が会の企画・運営を務めるようになりました。その次の第8回では、物流大学校講座を受講している「当時の現役世代（第25期）を巻き込みたい」という思いから、物流大学校の特別講座終了後に、引き続き諸討議や懇親会を実施しました。実は当社でもそうなのですが、第17期生の所属会社の多くで第25期にも受講者を送り込んでいたということもあり、「第17期生と第25期生で連携して合同勉強会をより活性化させたい」という考えがありました。第10回では、第25期生からも10人ほどが参加したほか、それ以外の期からも多くの参加者がありました。もちろん、会には他の期の方もご参加いただけます。
次回の第11回からは、企画・運営の役割を第25期生に譲ることにしていますが、「会に参加することで、物流への思いを同じにする仲間たちに会える」「物流業界の仲間からの刺激を受けることで、自身の成長に繋げることができる」合同勉強会への参加を、今後も続けていこうと思っています。

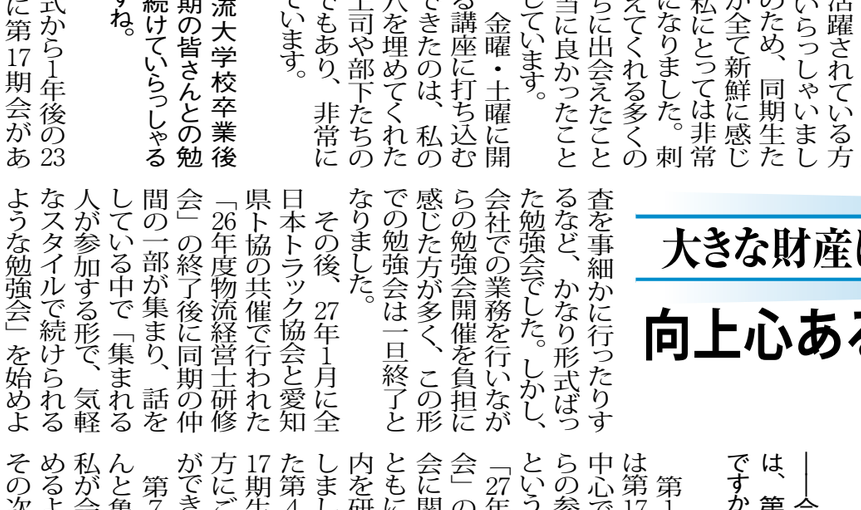
「合同勉強会」では、参加者が持ち回りで取り組みなどの発表を行っている（写真は第10回）

職域や立場の異なる参加者同士が交流を深める「懇親会」

――最後に、いま物流大学校講座の受講を検討されている方に対して、メッセージをお願いします。

物流大学校講座は、職域や立場の違う同業他社の方々と出会い、交流を深めていくことのできる絶好の場所だと思います。また、受講中に限らず、修了後も仲間との交流を積み重ねていくことで、業界知識や人脈を飛躍的に広げることができたと感じています。
「井の中の蛙大海を知らず」という言葉がありますが、自分の勤めている会社から飛び出して外の世界を知り、刺激を受け続けていくことで、業界人としてより大きく成長することができるのではないでしょうか。私が講座を修了して9年が経ちましたが、講座や合同勉強会を通じて出会えた仲間たちの話はいまでも新鮮に感じます。
今後は、物流経営士のご縁を活かしながら、自分を取り巻く皆様を少しでも助けることのできるような人材に成長していきたいと考えています。

表　「物流を愛する愉快な仲間達」（17期有志の俗称）の「勉強会」の軌跡

回数	開催年月	開催場所	参加人数	内17期	主なスケジュール
―	平成27.1	全ト協物流経営士研修会（名古屋）			定例会&懇親会 ※この機が「勉強会」の源流となる
第1回	27. 2	中田商事（三重県伊賀市）	8	6	同社にて諸討議など⇨懇親会
第2回	27. 6	岡崎通運（愛知県豊田市）	17	14	同社会社見学&諸討議など⇨懇親会
第3回	27.10	サンコー（栃木県日光市）	10	8	近隣観光⇨荷主見学⇨同社にて諸討議など⇨懇親会
―	28. 1	全ト協物流経営士研修会（名古屋）			定例会&懇親会
第4回	28. 2	マイシン（愛知県豊橋市）	21	12	荷主見学⇨同社にて諸討議&会社見学⇨懇親会
第5回	28. 6	遠州西濃運輸（静岡県浜松市）	11	7	行政(防災)見学⇨同社にて諸討議⇨懇親会
第6回	28.11	アップル運輸（長野県長野市）	7	6	同社にて会社見学⇨宿泊先にて諸討議⇨懇親会
―	29. 2	全ト協物流経営士研修会（名古屋）			定例会&懇親会
第7回	29. 6	石川県トラック協会（石川県金沢市）	9	9	同団体にて諸討議など⇨懇親会
第8回	29.11	中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）	8	8	物流大学校講座特別受講⇨諸討議⇨懇親会(25期と合同)
第9回	30. 2	AM：喫茶店（名古屋）	3	2	近況報告
―	30. 2	PM：全ト協物流経営士研修会（名古屋）			定例会&懇親会
第10回	30. 6	貸会議室（名古屋）	19	6	マイシン辻社長(17期)による基調講演&定例会&懇親会

コラム▷▷▷「物流経営士資格認定制度」とは？

トラック運送事業の健全な発展のため、事業に関する知識および技能の向上を図り、もってトラック運送事業の経営に携わる人々の資質向上に資することを目的に、平成10年に「物流経営士資格認定制度」が創設されました。
「物流経営士」の資格を取得しようとする人は、全日本トラック協会の承認を受けた「物流経営士資格認定講座実施機関」にて物流経営士資格認定講座を受講し、試験を受験する必要があります。試験の合格者に対しては、全ト協会長から「物流経営士」資格が付与されます。
なお、「物流経営士資格認定講座実施機関」は、東京都トラック協会（受講期間：10月～翌9月）と愛知県トラック協会（同：4月～翌3月）の2団体となっています。

会社概要
岡崎通運㈱
［天野 保弘 代表取締役］
本　社　愛知県岡崎市東大友町字土下35
創　立　昭和25年8月
資本金　4,500万円
従業員数　542人
車両数　241台

2018・9・15

こちら広報室　四季折々 145

▼仕事帰りに立ち寄ったJR上野駅構内の大型書店。先ずは、文庫本のコーナーへ行くと話題作がズラリ。思わず目につく文庫本を何冊か手に取り、そのうちの2冊を購入しました。次いで向かったのは健康誌のコーナー。「最強のやせ方！―やせられないのはあなたのせいじゃない―」のタイトルに思わず引き込まれ手に取ると、何と私と同じ体型の男性が真横で熱心にその本を見ているではありませんか。私も若かりし頃の写真と比べ「これが同じ人間か」と思う程の顔立ちと体型の変化に唖然。誰しも加山雄三の「若大将」の如くその面影を永遠に残すのは並大抵ではありません。▼真横の男性は、ページをめくるたびに「うんうん、えーっ、そうなの」などと一人呟きながら遂にその本をレジに持参しました。レジに向かう彼の後ろ姿に並々ならぬ決意を感じたのは私だけでしょう。汗が滲む青色のボタンダウンを着た彼の6か月後の姿が、どのように変化しているか追跡調査したいものです。▼かつてない厳しい猛暑に見舞われた今夏が終わり、季節は実りの秋へ突入。痩せる気持ちよりも「食べる」欲が勝ってしまい、涙しそうです。筋トレ、食トレ、走トレと身体を絞り込む手段は枚挙にいとまがありません。しかし、「言うは易し行うは難し」です。そうこうするうちに、友人との集まりの時間が近づき書店を後にしました。▼JR上野駅～御徒町駅間は様々な店が密集し、仕事帰りの人達で毎夜賑わっています。線路下の店は昭和初期の風情を残し、来客の会話の妙と合わせ喧騒に包まれています。私もその夜はその輪の中に吸い込まれていきました。▼秋刀魚やもつ煮込など美味なメニューが食欲を誘います。「秋味」の季節の到来は嬉しい限りでその語源は、白鮭に由来すると言われています。そして「天高く馬肥ゆる秋」とは上手く言ったものです。痩せるきっかけが大事で達成した後の維持が大きな課題です。▼風野真知雄氏の小説『痩せ神さま』は、幼なじみのお竹とお松がお互いのでっぷりとした体型を「お札を拝めば必ず痩せる」と評判の白雪神社に詣で、怪しげな神主の勧めるままに大金1両もする玉串を納めてお札を手に入れ、甘味を食べつつ神棚のお札を毎夜拝むが…。世の中は大福のようにそう甘くはありません。痩せるも太るも悩み多き出来事が浮上するばかりですが、鏡に写る我が身に人知れず納得したいものです。▼友人との集まりも2時間ほどでお開きになり、帰る道すがら再び立ち寄ったのは駅構内の書店。あの見知らぬ呟き男性と同じように、ダイエット本を手にレジに向かう私の心には、密かに対抗心がメラメラと芽生えたのでしょうか！

（山崎薫）

配達くん　運輸業専門の経営管理システム
運送業の今を少しだけ便利にする「配達くん」
信頼されて33年
充実のアフターサポート
システムは安心の自社開発!
大創システム株式会社　DAISO SYSTEM CO., LTD.
本　社　〒110-0005 東京都台東区上野1-17-6　TEL.03(3831)3300　FAX.03(3831)3369
東北支店　〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26　TEL.022(706)2821　FAX.022(706)2822
http://www.daisosystem.co.jp　配達くん　検索

グリーン経営認証で環境にやさしい取組を！
認証取得後８トン以上のトラックで3.3%の燃費向上、車両故障件数18.5%減少。
交通事故発生件数24.8%減少など（グリーン経営認証取得による効果・平成28年版より）環境改善にとどまらない効果。
認証取得に向けた講習会のご案内

対象業種	日時		場所	主催	問合せ先
トラック	10月 1日(月)	13時30分～16時30分	AP大阪淀屋橋 会議室3F-K 大阪府大阪市中央区北浜3-2-25	近畿運輸局	エコモ財団 グリーン経営講習会係 ☎03-3221-7636
トラック バス、タクシー	10月 2日(火)	13時30分～16時30分	TKP大宮ビジネスセンターカンファレンスルーム4 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-26 富士ソフトビル	関東運輸局	
トラック	10月12日(金)	13時30分～16時30分	島根県立島根県民会館 310会議室 島根県松江市殿町158	中国運輸局	中国運輸局 交通政策部 環境・物流課 ☎082-228-3496
トラック バス、タクシー	10月18日(木)	13時30分～16時30分	CSA貸会議室 静岡県静岡市葵区御幸町11-8　レイアップ御幸町ビル	中部運輸局	エコモ財団 グリーン経営講習会係 ☎03-3221-7636
トラック バス、タクシー	10月26日(金)	13時00分～16時00分	長野県トラック会館 研修ホール 3階 長野県長野市南長池710-3	北陸信越運輸局	

講習会は、エコモ財団の担当者がグリーン経営について説明します。
既に認証登録をされている事業者の皆様の参加も可能です。
「出前説明会」受付中！
荷主企業や元請物流事業者が、協力会社向けに開催する社内講習会等に当財団の担当者が出向き、グリーン経営について説明する取組です。
グリーン経営専用ホームページ　https://www.green-m.jp/
「認証基準」、「取組事例」、「出前説明会」など 詳細は　グリーン経営　で　検索
公益財団法人　交通エコロジー・モビリティ財団　http://www.ecomo.or.jp
〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地五番町KUビル3階　☎03-3221-7636